

社会福祉法人武蔵野緑会

2019 年度事業報告



子どもたちとともにこの時代を生きる

…人間らしい権利や価値観・社会観を保育に生かそうと呼びかけた「2019 年度事業計画」

1. はじめに

◆健康で平和だからこそ豊かに育つ

新型コロナウイルスの世界的な感染と恐怖の広がりという、私たちがこれまで経験したことがない環境のもとで2019年度が終わりました。このような状況のもとで、いま私たちにとって最も大切なことは、すべての人の生命を守り、人間的で幸せに包まれた活動ができる環境を全力で取り戻し、つくりかえていくことの大切さです。国連子どもの権利条約は、子どもは「生命への固有の権利（第8条）」を有し、どの子どもも幸せに生きる権利が「最善の利益（第3条）」として保障されることを求めています。子どもたちの心も身体も精神も健康で幸福（well-being）であること、そして何よりも平和であることは、私たちの保育の前提であり、第一の目標でなければなりません。その大切さを、このウイルス感染の経験からあらためて学びました。

◆人任せでは幸せはつかめない

振り返って2019年度の状況全体を見渡せば、かたちの違いこそあるものの、地球的規模での異常な気候変動、驚くべき貧富の格差拡大、権力者によるブラックな政治など、人間の生命と尊厳を脅かす状況が人為的に作り出されてきていることに気づきます。子どもたちの健康で豊かな成長に責任を持っている保育者として、こうした現実にはいったいどのように向き合い、保育をすすめていけばよいのでしょうか。

2019年度は気候問題も世界的な運動になった年でした。現在の科学的知見（環境省）によれば、2100年の東京の夏は、このまま有効な対策をとらなかったら平均43.3度になり夏の台風は日本の半分位がすっぽり入る巨大台風が頻発すると予測されています。2100年

といえば、今の保育園の子どもたちが生涯を生きていく時期と重なります。

また、格差拡大の広がりも異常です。世界の富裕層の1%が、富の8割以上を独占しているという報告があります。そのことに対し、国連開発計画（UNDP）は富の「再分配を越える措置が必要」だと指摘しています。つまり社会制度の変革が必要だと言っているのです。アメリカの若い世代の7割が社会制度の変革を求めているといわれるように、より平等な社会をつくっていくことは私たちの大きな課題です。

もう一つ指摘したいことは、2019年度事業計画で述べたことですが、日本の政権や行政トップの人間のモラルの崩壊です。森友・加計問題、統計不正、桜を見る会、検察人事など数々の不正が糊塗されようとしていることです。「どうせ国民はおろかだ、いくらでもだませる」ということでしょうか。

私たちはこのような状況に対し、主権者としてだまって見逃すわけにはいきません。誰もが個人の尊厳と自由が守られ、幸せになる権利があります。その権利や価値観は私たちが行動し、保育の中に生きてこそ意味があるものです。人任せでは子どもたちや私たち自身の幸せはつかめません。

◆人間一人の尊厳の重さ！

私たちが襲っている新型ウイルスと同じように、かつて日本では疫病が蔓延した時期がありました。内務省官僚であった私たちの法人の初代理事長安積得也は、昭和14年（39歳）から17年まで愛知県経済部長として赴任しています。昭和15年8月1日には次男を疫病で亡くしていますが、その日、公務で子どもの亡くなる瞬間に立ち会うことができなかったそうです。

この時のことを安積は次のように述べています。（2019年度事業計画から部分再掲）

「ただひとこと申し上げたいことは、それ以来、私の乳幼児死亡統計を見る目が変わったということです。『死亡1』という数字の背後に、これほどの父の悲しみ、これほどの母の涙があるのだということを知ったからです。

私の学び時代十年間の最大の学びは、わが子の死によってわが子から教えられた人間一人の尊厳の重さでした。」（『人間讃歌』）

政治や行政のトップに聞かせてあげたい言葉です。痛ましい児童虐待も増加するなか、大人のあり方も含め、私たちの基本的な理念としての「人間讃歌」を保育に生かして行かなければなりません。

◆ともに考え、話し合い、協同することこそが求められている

私たちの法人は2018年度に保育の「全体的な計画」（保育指針）をつくりました。そのタイトルは「その子らしさ、人間らしさを育む保育を」というものでした。一人一人の子どもたちは、みな個性を持ち、誇りを持ち、それぞれの形で自らが生きている環境に参加し、影響を与えようとしています。子どもも一人の人間であり、市民です。その子どもたちが今を最もよく生きることが未来をつくる力です。私たちはその子どもたちの育ちを全力で心から応援していかなければなりません。2019年度事業計画で提起したその子ども観・保育観をもう一度振り返り、発展させていきたいと考えます。

また、2019年度は幼児教育・保育の「無償化」が提起されたことも特徴です。私たちはその問題点として、3歳児以上が中心で0～2歳児は限定的であることや給食食材費が実費化されることなどの問題点を指摘してきました。そうした声が届いて武蔵野市は食材費も含めて無償化しました。使用済みオムツの回収なども含め、武蔵野市の取組は高く評価されて

よいものです。

保育も行政も様々な価値観がある中で、一人一人の声が集まり、民主主義的に止揚されていくものです。たとえ考えや意見が違って排除したり攻撃したりするのではなく、相手の声に耳を傾け、ともに考え、話し合い、協同することこそが今求められているのです。

その場合に何を基準にするのか。そのために私たちは日本国憲法や子どもの権利条約に掲げられた人類普遍の原理である民主主義的な権利や価値観を共通の法人理念としているのです。それは今後も変わることなく発展させていかなければなりません。

◆希望を語り、飛び立っていった子どもたち

2019年度は新型コロナウイルスの影響で、様々な行事が中止になり縮小されました。ほんとにつらくて残念なことでした。しかしそうしたなかにもかかわらず、どの園の卒園式において、子どもたちは「小学生になったら・・・」と希望を語り、保育園との別れを惜しみながらも元気に明るく飛び立っていきました。その姿をみつめながら心に固く誓ったことは、私たちは「子どもたちとともにこの時代を生きる」責任と覚悟でした。各園において、その思いを新しい年度の保育にぜひ生かして行ってほしいと願っています。

2. 法人の運営管理

以上の基本的な考え方をもとに、次のような法人の運営管理をすすめてきました。

(1) 評議委員会

2019年度定時評議委員会を6月21日（金）18時から開催しました。評議委員会の議決事項ではないが、事業計画や予算は決算等計算書類審議と深くかかわっており、別途議論したほうが理解が深まるという意見があり、2020年3月26日に第2回評議委員会を予定しました。しかし、新型コロナウイルスの広がりのもとで残念ながら中止になりました。評議員の皆さんには、法人本部及び各園の事業計画と予算を送付しました。

(2) 理事会の組織活動等

※理事会

理事会を次の通り開催をしました。

◆2019年度理事会開催

第1回（5月27日（月））	事業報告、決算、評議委員会議案、他
第2回（6月21日（金））	役員（理事・監事）及び理事長選任
第3回（10月1日（火））	業務執行状況報告、他
第4回（3月26日（木））	業務施行状況報告、事業計画、予算、他

◆2019年度臨時理事会開催

2019年11月11日、臨時理事会を開催しました。これは西久保保育園の大規模修繕（外壁塗装）に伴う西久保保育園資金収支予算の補正を行うためのものです。

※業務執行理事会議

日常業務を円滑に進めるため、業務執行理事会議を毎月園長会議と合同で開催しました。定款に基づく業務執行状況報告書は別紙のとおりです。

なお、理事長及び業務執行理事（3名）の業務分担は次のとおりです。

- ・理事長：全体の統括

- ・業務執行理事（3名）：①西久保保育園担当、②ありんこ保育園担当（本部会計責任者担当兼務）、③関町第二保育園担当

※業務執行理事・園長会議

業務執行理事・園長会議は法人方針と園の運営を結ぶ重要な会議として位置づけ、前項の業務執行理事会議と合わせて毎月定期的に行いました。

なお、この会議を受けて各園の運営会議は原則として月例で行うようにしました。運営部は各園運営とその進行管理の要であり、マネージメントの基本として位置づけられています。

2019年度の業務執行理事・園長会議は次のとおり開催しました。

第1回：4月8日（月）	第2回：5月20日（月）	第3回：6月10日（月）
第4回：7月8日（月）	第5回：8月26日（月）	第6回：9月24日（火）
第7回：10月7日（月）	第8回：11月11日（月）	第9回：12月9日（月）
第10回：1月6日（月）	第11回：2月10日（月）	第12回：3月9日（月）

※理事会役員の改選と役割分担

2019年6月21日開催の評議員会で、任期満了に伴う7名の理事と2名の監事が再任されました。理事の役割分担は次のとおりとします。

- ①法人・施設運営の統括、②法人運営の実務、③業務執行理事会議・園長会議、④会計責任者・出納責任者、⑤法令遵守責任者、⑥各施設担当

なお、2019年度の定時評議員会（6月21日）において、法人役員（理事、監事）の任期満了に伴う改選を行います。

※法人職員の配置

2019年度から法人役員の他に常勤職員（正規）を1名配置しました。その職員は、関町第二保育園（週3日）とありんこ保育園（週2日）の事務を行います。法人事務についても行います。就業規則等は別に決めました。

※「みどり会通信」の発行

評議員と理事会と職員を繋ぐ情報誌として『みどり会通信』を月刊で発行しています。通算で52号まで発行しました。

(3)法人研修

法人研修計画は①役員研修、②職員研修、③各施設研修に分けて行いました。②③の職員研修については、各園の研修計画の中に位置付けられています。

①役員研修

役員研修次の研修会に参加しました。なお、具体的な参加実績は業務執行状況報告書を参照してください。

研修名	実施機関	参加対象
法人役員研修	東京都、東社協他	全理事、監事
全国経営セミナー	全国経営懇話会	理事、監事、園長
東京経営懇話会学習会等	全国・東京経営懇話会	理事、監事、園長

財務会計研修会	東社協、幼保経営サービス	理事、監事、園長
法人自主研修	理事会	理事、監事、園長
全国合研、東京合研	全保連、東京実行委員会、他	理事、監事、園長
保育研究所研究集会	保育研究所	理事、監事、園長
全国・東京教育研究集会	全国教研集会実行委員会、他	理事、監事、園長

②職員研修

次の職員研修は必須研修とし、すべてキャリアアップ研修対象とします。

研修名	実施機関、実施日	参加対象
3園合同研修会(前期・後期)	法人理事会、6月11日(火) 12月10日の後期研修会はインフルエンザ流行のため中止	3園全職員
3園合同新人研修会	法人理事会、4月23日(火)	新人職員全員
理事・園長研修	法人理事会、7月20日(土)	理事・園長
主任・各職務研修	法人理事会、9月21日(土)	各園主任、各職務
給食・保健研修 「体の栄養(健康)・心の栄養(健康)」	法人理事会、	各園給食、保健職員、その他の職員

③学びの力が保育の質を高める

学ぶことなしに保育の質を高めることはできません。2019年度の研修を振り返ってみるとそれぞれ大きな前進がありました。

たとえば、3園合同研修会(前期)では、「東北のまちから……子どもの声と保育と希望と」と題して岩手県大槌保育園の八木澤弓美子園長のお話を聴きました。今私たちが新型コロナウイルスの感染防止にどのように立ち向かうのかを考える上で大切なことを学ぶことができました。それは生命と健康と幸せを守るために、私たちがどこで踏ん張るかという覚悟のようなものです。

また、理事・園長研修や副園長・主任研修会等で学んだ子ども観・保育観や実践課題をもとに、1月13日～15日に滋賀県で開催された第40回民間保育園経営研究セミナーの教育分科会「今、学校で何が起こっているのか」において、「子どもが境界線を越えていくとき…保育園から小学校までを展望して…」と題する当法人からの報告として全国発信することができたことも意味あるものでした。

2月に「北欧のドキュメンテーションを学ぶ旅」に参加(理事長)したことも、先進的な北欧の国々のナショナルカリキュラムなどを学び、視野を大きく広げる良い機会でした。北欧は子どもの権利条約推進国でもあり、随所にその精神が生きていることを実感し

ました。

これらの研修を通して、学びの継続こそが力になることを実感することができました。

④各施設研修報告

別紙

3. 法人の中長期計画

(1) 社会福祉法人の役割の明確化と子育て文化の拠点づくり

①子どもたちの“育ち合いの場”として

改正社会福祉法第24条②の規定に基づき、社会福祉充実残額がない法人も「地域における公益的な取組」の実施が努力義務として求められています。法人理念や定款に基づき、社会福祉法人としての役割と責任を自覚し、子育て全般を中心とした地域の豊かな社会福祉の推進・向上に寄与することが求められています。

子どもたちの“育ち合いの場”としての法人として何ができるか検討してきました。具体化には至りませんが、地域の動向などを踏まえ引き続き検討することが求められます。

②より良い保育をすすめる“保育者の協同の場”として

地域には保育の質の向上や職員の身分の向上を求め、任意の団体として保育者がつくった組織があります。これらの団体は、戦後から現在にいたる保育を考える上で、大きな役割を果たして来ていることは間違いありません。しかしながら、社会が複雑化し、制度が大きく変容するなかで、必ずしも保育者の要求や時代の要請に応えられている組織とはいえなくなっており、保育者自身どのように運営していけばよいか悩んでいます。また、保護者サイドからも近年は自主団体（保育園増やし隊、みらい子育て全国ネットなど）を立ち上げ、待機児解消や保育の質向上など積極的な活動を行っています。それぞれの団体の目標は、安全安心な保育所を増設すること、保育の質を高めること、保育者の処遇を引き上げることなど統一的内容であることが特徴です。

私たちはあらためて今日の保育のおかれている状況をしっかり分析し、その上で子どもたちが豊かに育ち、保育者が誇りをもって働くことができるしくみや社会をつくるために地域の人々の声を聴き、知恵と力を結集することが強く求められています。その点で、法人役員も任意団体などに参加してきたことは協同の力と輪を広げてきたと考えています。今後どのようなことができるか、さらに力を合わせて協力・共同の関係を築いていくことの検討が大切です。

(2) 建替え・大規模修繕等の計画的財政運営と運営基盤の強化等

①西久保保育園

西久保保育園は外壁の塗り替えの大規模修繕や保育室の床の張替えなど計画に基づいて実施してきました。また、園庭の拡充も市との話し合いが進んでおり、早急に具体化を図ることが求められています。

②ありんこ保育園

20年の定期借地であることを踏まえ、将来計画をもつことが大切です。特に職員の世代交代も想定しながら、今から園長はじめ運営部が計画の共有化をはかり、より意識的に取り組んでいくことが求められています。

③関町第二保育園

練馬区立関町第二保育園は、2019年度から新たに5年間の運営受託がはじまりました。

現在の委託方式から民設民営方式などへの転換なども予想されますが、慎重かつ恒久的な運営体制に向けての準備をしておくことが必要です。

(3)運営施設の拡充の検討

待機児童の現状に鑑み、保育所増設は今後も行われることが必死です。当法人としては、次のような基準で新規園拡充に柔軟に対応していきます。

- ①行政の責任で公有地を確保し、建設する認可保育所であること。
- ②既存の3園運営と機動的に連携ができる範囲にある保育所であること。
- ③プロポーザルは第三者の評価機関であり、近隣住民もプロポーザルのプレゼンテーションなどに参加できるなど透明性が確保されていること。

(4)社会福祉法人制度改革への対応

2017年度から政令で規定される収益30億円又は負債60億円を超える特定社会福祉法人の会計監査が開始されています。

厚生労働省は、当該基準を2019年度(平成31年度)から収益20億円又は負債40億円、2021年度(平成33年度)から収益10億円又は負債20億円と段階的に下げていくことを予定しています。

このような動向に注目しながら、法人の管理運営の透明性や管理能力の向上に努めていきます。そのために年1回の内部管理体制のしくみとして、「自己点検シート」に基づき本部及び各園において点検することが求められます。

4. 本部拠点区分決算

この事業報告に対応する本部拠点区分の決算は別紙の通りです。

5. 各園の事業計画及び予算案

本部拠点区分を除く、各拠点区分事業報告及び決算は別紙のとおりです。

6. 2020年度事業計画への引継ぎ(むすび)

「2019年度事業計画」の最後に、安積徳也が77歳の時に自分の人生を振り返り、「未見の我」を5期に分けて振り返っていることを紹介しました。「夢に見るほど恐れた」第一期、「夢に見るほど学んだ」第二期、「夢に見るほど働いた」第三期、「夢に見るほど索した」第四期、「夢に見るほど願いたい」第五期に分けて語っています。

私たちはその域には及びませんが、その精神には学んでいきたいと考えます。「事業計画」で述べたことですが、子どもも大人も生きにくい、そして希望を持ちにくい時代です。「国のかたち」が変えられれば保育も教育の「かたち」も変わります。しかしそうであるがゆえ

に子どもの育ちに責任を負う保育者として、私たちは「その子らしさ、人間らしさ」を育む保育実践を全力で行わなければなりません。法人理念や私たちが保育の中で大切にしている基本的な考え方を“飾り言葉”で終わらせるのではなく、「夢に見るほど学び、働き、願う」とともに、創造的に深め、発展させていくことが求められているのです。

その思いを2020年度の事業計画に引き継いでいきたいと強く願っています。